

大潟村生態系公園条例

(設置)

第1条 地域住民に憩いとやすらぎの場を提供し、住民の健康増進及び地域の活性化並びに農業者等の交流機会の提供に資するため、大潟村生態系公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大潟村生態系公園	大潟村字東1丁目1番4

(行為の制限)

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、その他これらに準ずる大規模な集会、催しのために公園の全部又は一部を使用すること。
 - (5) 花火、のろし、その他火気を使用すること。
 - (6) 指定された場所以外の場所に車等を乗り入れ、又は止めおくこと。
 - (7) 前各号のほか、村長が公園の管理上特に必要があると認める行為
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容、その他村長の指示する事項を記載し、申請書を村長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を村長に提出して許可を受けなければならない。ただし、変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 村長は、第1項各号に掲げる行為が公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合であり、かつ、公の秩序及び風致をも害するおそれがないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。
- 5 村長は、公園の管理上必要があると認めるときは、第1項又は第3項の許可に条件をつけることができる。

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又はごみその他汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 危険又は他人の迷惑となる行為をすること。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。
- (9) その他公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 村長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第6条 第3条第1項の許可を受けて公園を使用する者は、別表に掲げる額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 村長は、特に必要であると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、村長は、使用等の許可を受けた者の責に帰することのできない事由により使用できなくなったとき、その他特別の事由があると認める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、村長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第10条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて村長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を得て、公園の休業日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第5条及び第9条中「村長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の承認の申請は、当該指定管理者にされた承認の申請とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の使用の許可に関する業務

(2) 公園及び施設等の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が公園の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第12条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として指定管理者が村長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ村長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第 6 条、第 13 条関係)

使用料

区分	単位	金額
敷地占用	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	近傍地固定資産課税台帳登録価格 1 平方メートル当たりに 100 分の 3.6 を乗じて得た額
条例第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する行為	1 日	5,500 円